

## 医療情報取得加算について

いずみ診療所では

- ◆電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- ◆オンライン資格確認を行う体制を有しています。

患者さんの診療情報を正確に取得・活用し、質の高い医療を提供することを目指しています。

令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下記の診療報酬点数を算定いたします。

- ◆初診時（月に1回）3点
- ◆再診時（3ヶ月に1回）2点
- ◆他の医療機関からの紹介状をお持ちの方 1点